

障害児のためのコミュニティ・ケア実現への試行

—ある親の会の事例研究—

斉藤 恵子

An Attempt to Realize Community Care for Handicapped Children A Case Study of a Certain Parent's Group

by

Keiko Saito

はじめに

これは埼玉県M市における或る障害児の親の会の実践活動の報告である。

たまたまこの会の親の一人が当大学の相談室に通所していたことが縁で、学生ボランティアとともに私も、子ども達の治療教育に、親の相談に、そして時に会の運営についての助言を求められる等、この親の会の活動に関わってきた。そこで、子どもや親との関わりの中で学んだことを、そして運動の展開過程において生じた具体的な問題をとりあげ検討してみようと思う。

最近、地域福祉活動とかコミュニティ・ケアの必要性が盛んに言われてきているが、本研究はこの一事例を通して、地域福祉活動の組織化と運動の推進にあたっての課題を、また様々な心身障害児の発達保障を地域社会の中で実現していくための課題を考察しようとするものである。

親の会の歩み

(1) 第 1 期 (1974年4月～1975年8月)

そもそも障害児の親が集まるきっかけとなったのは、ある私立の保育所にたまたま恵遅れ、聴覚障害、情緒障害等の子どもが6名入所したことに始まる。ある者は母親の就労を条件に障害児であることを隠し、ある者は相談の上措置児としてではなく保育所との私的契約を結び、ある者は母親が付き添うことを条件に入所したのである。一方には保育所の所長の理解と、なんとか障害児を受け入れようとする姿勢があった。が、現実には、保母の負担が大きいこと、保母の障害児への理解が欠けていたり、保母の側に不満が生じた。また母親達にとってみれば、障害児が保母達に何かにつけ負担にされてい

るのを感じ、子ども達の処遇に対して不安と不満がくすぶっていった。所長は障害児保育には保母の増員が必要だと感じ、親達に、市へ助成金の陳情書を出すよう勧め、また親の運動の必要性を説いた。ところが親達はそれぞれに、例えば子どものしつけや投薬を続けるべきか否かといった目の前の自分の子どもの問題で頭は一杯で、しかも保育所での子どもの処遇へ不満はあるはで、先の見通しをたてるゆとりはなかった。所長の真意を受け取められない状態にあった。こうした中で、保育所の所長や親達の求めで、市の3才児検診に携わっている県の精神衛生センターのケースワーカーが、月2回定期的に保育所での相談を始めた。ケースワーカーは当面の親達のニーズであるそれぞれの子どもの具体的問題についての相談に応じながら、障害児の今後の問題も含めて親達がまとまることの必要性と、そのためこの保育所に入所している障害児の親達がまず核となることを説き期待した。更に福祉事務所の社会課の職員からも障害児の親が集まり話し合う機会を設けるよう助言される。というのは、当時3才児検診は社会課の担当にあり、市に専門の相談機関や治療施設もない中で、3才児検診でチェックした子どものその後の処遇について施す術もなく、担当の職員も困っていたのである。そこでまずは市役所の会議室を借り、月1回親が集まり今後の相談をすることになった。が、親達は何かをしなくてはいけないが、まず何をすべきかわからない状態であった。最初のうちは日曜日に父親に子どもを預けて集まっていたが、やがてそれぞれの子どもの連れて集まろうということになった。それには市役所の会議室は使いにくいからと、社会課の職員のはからいで、市の日曜休日診療所へ移る。3才児検診用の頑具を借り、互いの子どもを遊ばせながら、これからの相談をするのであった。約1年間その状態が続き、やが

てその中から、もっといつでも使える場所が欲しい、専門の保母を市から派遣して欲しいと、具体的要求が明確化してきた。そこで市に陳情書を何通も出すが、その都度、福祉事務所の所長の机の中に眠ったままにされた。

(2) 第 2 期 (1975年 8月～1976年 8月)

ともかくまた社会課の職員の世界で1975年 8月、市の水道局事務所跡を借りることができた。9月には会に名称をつけ規約をつくった。当初会員は5名であった。この場所は市民の災害時の避難場所であり、緊急の場合を除いて、常時親の会が使用することができる。建物や庭の広さといい、独立した場所でもあり、活動の拠点として恵まれた条件を得ることができたのである。母親達は他の障害児をかかえた親に声をかけ誘った。また保健婦、福祉事務所の社会福祉主事やホームヘルパーも発見した障害児の親に、一人で家庭で悩んでいるよりも、親の会へ紹介した。こうして知恵遅れ、肢体不自由、情精障害等々の様々な障害児と親が会の場所に次第に入りやすくなった。ところが漫然と親が子どもを遊ばせているだけではもの足りなくて来なくなる者も出た。それに親自身も子どもを遊ばせるのも果してこれで良いのか、もっと専門的な方法があるのではないかと不安で自信もなかった。こうした中で、これまで親の会の中心になって動いていた母親二人が、精神的負担も大きいし、もうやめようかと泣きをもらすようになった。

が、ここで親の会がつぶれては困ると保健婦達をはじめとした人々からの援助がなされることになった。保健婦は、子どもと遊びながら親の悩みを聞く。障害児をかかえ次の子を生む心配等家族計画から、子どもの食事療法の指導に致るまでの相談を行う。県の精神衛生センターのケースワーカーは子どもの指導についての助言を与える。社会福祉主事とホームヘルパーは、親の会の場所へ来るのに交通の便の悪い子どもや、歩けない子どもを自分の車を使い運び、子どもと遊ぶ。必要に応じて緑の手帳や福祉関係の事務手続きや説明をした。親の会を存続させるためにこうした側面からの援助が躍日を決めて定期的に行なわれるようになった。保健婦達は3才児検診でチェックした子どもの問題を、早期発見したものの放置せざるをえない状況にジレンマを感じ、問題意識を抱いていたのである。市に障害児への施策が何らない中で、保健婦、社会福祉主事、ホームヘルパーの人達が、発見した障害児を廻すことのできる唯一の場所が親の会であった。

また一方では、親の会の一人が、当大学の相談室に通所していた縁もあり、私に子ども達と遊んでくれる学生ボランティアの依頼があった。そこで学生5名と私の知人

で障害児教育に関心を抱き、そのため将来何かに役立てようと職業訓練校へ通っていた青木を紹介した。青木の参加を得て、会の活動は活気づいてくる。青木は木工の腕を生かし、子どもにあわせて手づくりの教材や遊具をそろえていった。母親達もめいめい自転車やブランコ等の遊具を家庭から持ち寄った。青木はそれぞれの子どもにあわせて具体的な助言を母親に与えた。子どもと一体となり遊び、しかも親とともに子どもの問題について考えようとする姿勢に、母親達の信頼は深まっていった。何とか青木を指導員として置くことはできないものかと母親達の中で話されるようになった。そしてリーダーのある母親は施設づくりの参考にと、親の会の運動でできたといわれる施設を訪ねた。そこで初めて施設関係は市の児童課の管轄であることを教えられた。母親達は早速児童課へ、青木を市の職員として親の会へ派遣する方法はとれないものかと相談に出かけた。ところが僅か10余名の特定の子どものために市は一人の人件費を負担できないと言われる。そこで当面の課題は親の会の活動を市の全域に広げ、会員を増やすことであった。青木の提案でまず親の会への理解を求めため、全市会議員に案内状を出し召集をかけたのである。以外にも20名の市会議員がこの呼びかけに集まった。親の出席の方が悪く、慌てて会員を呼び出し、父親の参加も求めたのである。そして青木を市の職員として親の会へ派遣する形をとって欲しい。設備、教材の経費の助成。交通の便の悪い地域の子どもの歩けない子どものためのマイクロバスを市で出して欲しいと要望を出したのである。この集まりをきっかけに、親はそれぞれに知り合いの市議員や近所に住む市議員を訪ね、親の会の説明と要望を伝えたのである。そして一方では議会への陳情書を提出した。こうして議会での議員の発言も得て、1976年 9月より市からの助成金がおりにることになった。(助成金の額は67万5千円。内訳は指導員人件費補助42万円。運営費10万5千円。設備費15万円。但し1976年 9月から1977年 3月までの分。)

またこの時期は、市議員との話し合いに父親の参加を求めたことから、会の活動へ父親の協力が得られるようになった。砂場をつくったり、部屋のペンキ塗りにと日曜日に父親が作業するのであった。

(3) 第 3 期 (1976年 8月～1976年11月)

場所の条件が良い上に、更に助成金を得て、ボランティアの青木は、次は親の会の運動で施設を創ることだと考えた。そして施設づくりの運動や施設の運営に詳しい専門家を講師に招き、親達の学習の機会を設けたのである。その話の中に公立民営の施設の出たのである。

「従来の公立の施設は建物や設備に多額の資金をかけながら、実質的内容に問題が多々あり、十分その機能を果たしていない。人事も行政の枠の中で、専門性や障害児教育への熱意の有無を問わず、機械的に保母の移動や職員採用がなされる。運営もお役所仕事になりがちである。まずは子どもや親のニーズに応じて動けるスタッフをそろえること。常に子どもの発達保障を念頭に、施設に子どもをあわせるのではなく、子どもにあわせて施設の機能を変える、弾力的運営を行うには、資金は公費支弁、運営は親の会で進める形が望ましいのではないか。」と話された。そこで更に青木は障害児の各専門分野のスタッフを集めようと、つてを求めて歩いた。精薄、言語治療、脳性マヒ、重複障害の各専門の治療者や精神科医を訪ね、親の会への協力を求めた。その過程の中で青木は施設の新しい構想を抱くに致ったのである。親の会へ行けば、種々の障害児がそれぞれの必要に応じて専門の指導を受けることができるようにしたい。しかも何曜日は何先生の指導の日というシステムにすれば、常勤は無理な先生方にパートでの協力を得て、人件費も膨大なものにならないで済む。そうすれば従来の施設のパターンとは違った地域に開かれた施設をつくりあげることができる。赤ちゃんの育児相談から障害児の指導まで、親が気軽に出入りでき、専門の指導を受けることができる地域のセンターにしよう。そして現在市に何の施設もない状況の中で、下手に公立の施設が創られる前に、親の会の活動を広げ、センター構想の機関を創るチャンスだと考えたのである。青木は夢中になり一人で役所へ交渉へと出かけた。が、しかし、こうした青木の速いペースに親達はついていけなくなっていた。公立民営の施設の趣旨も十分消化しきれず、親の会が運営するのは負担が大きい。責任問題はどうなるのか。施設の運営は親が片手間にできるものではないといった心配の声が出た。また一方では市の児童課の管轄のもと助成金が出たこともあり、児童課は親の会の活動を把握しておかねばならない立場におかれた。それが親の会の動きが活発になり、独自に講師を招き公立民営の案が出たこと、更に青木が一人で度々役所に交渉に出かけたこともあって、児童課は親の会への反感を示した。資金は公費支弁で運営は親の会に任せ口を出すなどは勝手な言い分である。親の会は何をしようとしているのか。ボランティア一人に振り廻されているのではないかと親の会の活動に警戒心を抱いた。保健婦やホームヘルパーからも、青木の行動は出すぎている。親の会の主体はあくまで親であると批判の声が出た。こうした役所の雰囲気の中で、これまで親の会の活動を側面から援助し続けてきた社会福祉主事、ホームヘルパー、

保健婦の行政の職員の人達が活動しにくい状況がつくり出されていった。例えばホームヘルパーは上司から「家庭奉仕員の職務は個々の家庭を訪ね障害児の世話をすることであって、親の会の手伝いをするのではない。」と暗に釘をさされた。そして母親達の間にも混乱と分裂が生じた。

これまでも親達の中の多くは、自分の子どもの問題に気づきながら、人伝てにあちこちの病院や相談機関を訪ねて廻ったものの、たらいまわしにされたり、適切な指導を受けることができないまま、焦りと不安を抱きながら徒に歳月を経てきた苦い経験をもっていた。一方的に親の非を責めたてようような治療者、ともかく身辺自立をさせなさい、あるいは子どもと遊びなさいといった助言はなされても、そのためにはどうすれば良いのか、遊べと言われても頑具にも見向きもしない子どもとどうやって遊ぶのかわからないといった親に、具体的な助言指導がなされない。現実の子どもの状況や、親の悩みとは程遠い所で一方的な助言がなされる。母親達はその苦い経験からも早く良き専門の治療者に逢えていたらとの思いは抱いていた。

親の中には青木の趣旨に賛同する者もあった。行政に何度も陳情したのに専門の指導者の派遣は実現しない。それを青木が自ら走り廻って会への協力をしてくれる専門の治療者を見つけ出すことまでやってくれたのではないかとの声も出た。が、一方には、役所内部に親の会がよく見られていないのを感じ不安を抱く母親達もいた。しかも青木が会の運営問題に夢中になり、最初のように子どもと接しながら親の相談に乗ることが少なくなってきたのに不満の声がでた。会の運営よりも自分の子どもをみて欲しいといった要求が出される。更にこの時期には親達は来年の就学問題で、会の運営よりもわが子が果して就学できるか否かの方が一大事であった。役所の中で親の会の活動が好意的に見られていないことで、わが子が不利益をこうむるようでは困る。私達は地元に住んでいるのです。役所と対立することによって自分達の生活や子どもが不利益をこうむるのは困る。ボランティアはひっこんで欲しいという声もあがった。青木の性急な行動が会の内部に分裂と混乱をもたらしたのである。この事態に対して、再び、青木からも親の側からも私に相談がもちかけられてきたのである。

(4) 第 4 期 (1976年11月～1977年 8月)

会員が20余名に増え、助成金を得たこともあり、運営の負担が大きくなった。また混乱した事態の收拾には役員に父親の参加を求めようと役員会が改選された。新しい会長は、これまで子どもの指導から会の運営に致るま

でボランティアの青木に依存しすぎたことを反省し、役割分担を明確にしようとする。親の会の主体はあくまで親であるから、ボランティアは子どもの指導に専念し、会の運営に口を出さないうで欲しいとの意向が出された。が、私と青木は、とにかく今せつかく良き専門の治療者の協力の内諾を得ているのだから、そのための人件費の陳情書を次の冬の議会にむけて出すように提案するが、今、更に行政に陳情するのはかえって役所の中に親の会への反感を抱かせることになるのではないかといった思惑のもとに、とりあえずは今年度の予算の枠内で専門の治療者を頼むということで、後は有耶無耶にされてしまった。会のメンバー全員が何らかの形で均等に指導を受ける機会が得られるようにと、言語治療の先生と、子どものグループ指導と親の面接に学生ボランティアと私とが依頼される。その他の日は従来通り、保健婦、社会福祉主事、ホームヘルパーの人達の活動が続けられた。また一方、クリスマス会、遠足、花火大会、プールなど会員の親睦をはかるための年間行事が計画された。各行事には家族ぐるみの参加が多く、親の会の活動が各家庭に根づいてきていることがうかがえる。更に親の学習と地域社会への啓蒙をかね講演会、映写会が企画された。こうした活動により、会員数も増え、現在会員は35名になった。2才から小学1年生まで、自閉傾向の子どもから、知恵遅れ、更には最近脳性麻痺の子どもや、まだ歩けない子どもが増えてきており、その障害の程度にもゆがめる。助成金は前年度に継続して1977年度は1月7万5千円で90万円がおりたが、2年目というので設備、備品費は削減されてしまった。

この第4期での映写会の行事で、統合教育のフィルムをとりあげたいきさつに触れておこう。1977年夏より、市で試験的に障害児保育を実施することになった。この障害児保育の計画には親の会の運動が大きな力となっていたのである。当初、親の会で専門の保母、教材や設備の補助の要求、更には施設をつくって欲しいと度々陳情に出かけたのに対して、行政当局は今では施設をつくる財源が予算に組まれていないから、とりあえず1977年から障害児保育を実施するから待って欲しいと出されてきた案なのである。ところがその内容が保育所の中に別棟をつくり、障害児だけ保育するといった話が流れてきた。そこでそういう方法でなくて障害児保育は健常児との関わりの中で試みられるべきではないかといった親の声を伝えるため統合教育のフィルムをとりあげた。また地域の幼稚園、保育所に理解ある先生を一人でも増やせたらとの願いがあった。また一方では障害児保育の実施にあたっての保母の増員、移動等に関して市の労組の中でも

問題が取りあげられようとしていた。更に社会福祉主事やホームヘルパーが、かねてより職場の同僚に障害児問題への理解を呼びかけていたこともあり、映写会にあたって市の職員や労組の中の有志の協力の申し出があり、共催の形で上映した。

(5) 第5期(1977年8月～)

1977年夏、親の会の行事の一つとして、学生ボランティアと私とで夏休みの2週間を利用して夏期集中保育を試みた。このことをきっかけとして今、会の運営に新しい展開がみられようとしている。子どもを預けた時間、母親達は互いに悩みや愚痴等のおしゃべりに過した。いつも動き廻る子どもを連れて喫茶店にもおちおち入れない。この機会にとみんなで喫茶店へと出かけ、こんなこともずいぶん久しぶりねと話すのであった。母親の精神衛生上もプラスであった。かつその話の中で、子どもの就学や将来について、そして今後の会の活動の方向性に致るまで会員の個々の声が出された。就学して普通学級に入れたものの周囲の理解をなかなか得られない辛さがある。特殊学級や情緒障害児学級でも、クラスの親同志話し合う機会は少ない。が、親の会へ来れば、悩みを聞きわかってくれる親達がいる。親にも子どもにも、乳幼児期に始まり学校そして社会へ出るに至^{りどころ}ても、何かにつけ相談し、指導を受けることのできる拠所となる場が必要である。授産所からレクリエーションの活動まで、将来を見通して会の活動を一一つ進めていく必要がある。この1年の会の活動を振り返った時、会員相互の親睦や活動内容の定着をはかってきたものの、この状況に甘んじてはいけけないのではないか。今の役員会は、会長がともかく行政側の心証を損ねないよう何事も穏やかにと気を配りすぎ、親の会として行政への要望や陳情を出すことが押えられてしまっている。何かにつけ月1回の役員会の決定を待たねばならず、会員の個々の声が反映されにくくなっている。会として3年目を迎え、次の活動を展開する時点に来ているのではないか。会として動けないなら障害児の親個人として有志で陳情や要望を出そうといった声があがるのであった。

今すでに目の前に取り組まねばならない問題がある。市の障害児保育の方法やその選考について、そして教育委員会の就学適正委員会の構成メンバーについての不満がある。医師をはじめ委員会のメンバーが障害児に関して素人の人達が多く、面接の場で障害児に関する基礎的知識にも欠ける、その認識不足に親が腹立たしい思いを味わされる。障害児の専門の人達で構成されるべきだ。また就学前の子どもの相談、治療教育から更に就学後も必要に応じて専門的治療を並行して受けられる教育セン

ターの要望を教育委員会に出そうと意見が出るのであった。この親達の話の輪に同席していた保健婦は、早速、教育委員会へ親の要望を伝えるための機会を設けるよう仲介の労をとってくれたのである。20余名の親が話し合いのぞんだ。その中で、学校にあげたものの、特殊学級の担任の先生自身も初めての経験であったり、種々の障害児をかかえて困っている実情を目にする。地域に教育センターがあり、専門の指導者がいれば、担任の先生自身もその指導を受けることができ助かるのではないかとといった親からの案に、教育委員会側から出席した家庭相談員（地域の篤志家達からなる）からも、自分達も常日頃、子どもの問題についての相談活動に携わっているものの素人であり、専門の指導の必要性を感じていると賛同の声のでるのであった。また来年そして今後の就学問題について、県の養護学校が他市に建設される予定がありこの地域にも通学バスが巡回してくるからという情報がとても喜ばしいこととして教育委員会側の人々から話されるのであった。これに対して親達は、自分の子どもは地域の学校へ通わせたい。バスで遠くの養護学校へ通っていては近所に友達もできない。特殊学級でもよいから、学校の中で健常児との関わりをすこしでももたせてやりたいと、その希望を伝えるのであった。教育委員会側にとっても、初めてこうした話し合いの機会をもったことで、来年の就学の障害児の実態と親の要望を把握することができたのである。また今後もこうした話し合いの機会を定期的に持ちたいと家庭相談員の人々からの声のでるのであった。親達も個々に不満や要望を行政に訴えても小さな声は忘れられがちであるが、こうして親が集まり、その声を伝えることが一つの大きな力になることを新たに痛感するのであった。

また夏期保育中、親が呼びかけたこともあり、親の会の場所へ特殊学級の担任や市議員の人々の出入りがみられた。特殊学級の担任のかかえている問題や悩みを聞き、例えば最近多動な子どもが増えている中で、クラス担任が一人ではその負担は大きく、また一人一人の子どもの身の安全に気を配るのが精一杯で、なかなか子どもに十分なことがしてあげられない。副担の先生の必要性があることなどに、親達は、それを単に先生達の手による問題解決を待つのみでなく、親もともに行政に親の声として伝え働きかけることで、先生達のかかえている問題解決への後押しをする必要を感じるのであった。また市議員からの秋の議会に親の会としての要望があれば発言するからといった申し出があった。それに親達は一つ一つの具体的なことよりも、市で専門家による諮問委員会を創り、障害児教育・福祉に関しての市の長期計画

をたて実行に移して欲しいと話すのであった。こうした声に、今また新たに親の知識や意識の高まりがうかがえるのであった。

活動内容の検討

(1) そもそも会の活動は親が子どもを遊ばせることから始められたのであり、いつでも自由な時にやってきて親子が遊べる場所である。障害児をかかえた親の悩みに「戸外で遊ばせようにも、多動で何処に突っ走っていか目が離せない。追いかけて廻すのに親が疲れ果ててしまう。」あるいは「言葉が遅れているため自分の意志や感情を相手に伝えることが困難で、友達になりたくて他の子どもに関わろうとして、時にそれが乱暴な行動となり誤解される。いたずらも激しい。親もついつい他の親の目を気にして先へ先へと禁止の言葉が多くなり、不必要に叱ったりする。かといって狭い家の中に一日子どもを置いておくのは、親子ともどもいらいらして疲れる。」といったことが聞かれる。が、この親の会の場所ではそうした悩みは軽減される。場所は広く、フェンスに囲まれ、子どもが走り廻っても親は安心してみられる。水遊び、泥遊びに自由に遊ばせることができる。三々五々やって来た親は、わが子を遊ばせながらも、自然に他の子どもや親との接触を持つようになる。そして親は他の障害児と関わるのが自分の子どもを理解するにもプラスし、また親同志が学びあえる。新しい会員の親には最初は不必要に叱ったり、禁止したりの場面がよく見られるが、先輩格の母親の助言や、子どもの接し方に学び、次第にそれも少なくなっていく。障害児の指導については、母親の子どもの理解、家庭での日常の接し方が基本的に最も大切なのであり、この会ではそうした母親の学習が、子どもを遊ばせているうちにいつのまにか積み重ねられていくのである。

(2) 現在、言語治療、遊びを中心とした子どもの集団指導と母親の集団面接がそれぞれ週1回、専門家と学生ボランティアによって行なわれている。言語治療も母親の集団面接も、家庭での指導に重点を置き、親への助言がなされている。今会員が次第に増え、種々のハンディキャップをもつ子どもが増えてきている。その年令にも、障害の程度にも巾があり、言語治療や遊戯療法のみでなく、他の専門分野の治療者を増やすことが考えられねばならない。ともすれば自分の子どもの問題解決のみに目を奪われやすい母親に、他の障害の子どもの問題に気づかせる配慮がなされねばならない。

(3) (1)(2)にあげた家庭指導での利点はあるものの、反面幼稚園、保育所、学校のどこにも通っていない場合、障

害児をかかえた毎日の母親の負担は肉体的にも精神的にも大きく、親が疲れるといった問題がある。週内の何日か、あるいは短くとも毎日一定時間を、子どもを専門家の指導に預けるシステムが必要である。親のゆとりが子どもの成長にもプラスするのであるから。今後の課題の一つに、デイ・ケアの活動日を増やしていくことが考えられる。また子どもの発達段階に応じては、ホームヘルパーの活用や障害児保育の利用の枠を広げていく運動に結びついていかねばならない。

(4) 会員の増加につれ、次第に歩行のできない子、低年齢の子の参加が増え、多動的な子や攻撃性のある子と一緒に、突きとばされたり危険性がでてきている。そのため親同志が気がねするといった問題が生じ始めている。健常児との差別や偏見と同じように、障害児の中でも、あの子は乱暴な困った子どもとの差別や偏見が生じる可能性も内包している。親同志の理解や解決を待つことももちろんだが、こうした問題に、やはり常にプレリーダーなり指導員がいて、親への適切な助言や対策を講じることも将来の一つの方法として考えられる。

(5) 会員の子どもの他に、その兄弟姉妹の健常児が親についてくることが多く、自然と一緒に遊ぶ姿も見られる。健常児の参加が障害児への良い刺激となっている。最初、他に気がねすることなく障害児を遊ばせる場所を得ることを願ったのに始まる。だが、今逆に、健常児との関わりを生かしていくには、この親の会の場所を地域にどう解放していくかが今後の課題の一つにあげられよう。例えば将来この場を利用して地域の子ども会を組織するなどの活動プログラムを積極的に組むことも一案として考えられよう。

(6) 会員の親同志の相互扶助にも、地域の親の会ならではの良さがある。疲れた母親に気づくと会員の誰かがそれとなく訪ねてみる。幼稚園に入園させたものの不安でならない母親には、同じような経験をした親が共に心配したり勇気づけたりする。乱暴な子が姿を見せないと気がねして来ないのではないかと他の親が誘いに出かける。また会員以外でも、近所に障害児であることを恥じ閉じこもりがちなお親を見つけると会へ誘う。それにも抵抗があるようだと思つた家へ個人的に遊びに来よう誘い、徐々に外へ出る機会をつくろうと働きかける。こうした同じ障害児をもつならでは親の相互扶助が生かされている。

(7) この親の会の活動には、施設のイメージがなく、そのため自分の子どもの問題に不安を感じた親が気軽に相談に利用できる。

(8) 保健婦3名が交替で週1回、子どもと遊び、親の悩

みを聞き、会の活動を援助してきた。これが一方では保健婦達の実地研修にもなった。「この親の会の場所で1年間障害児と接する機会を得て、最初は障害児にどう接してよいかおっかなびっくりであったのが、どうにかどんな障害児にも抵抗なく接することができるようになった。親達の話や子どもの接し方に学ぶところが多かった。以前は巡回訪問で、親の悩みを聞いても障害児の指導については素人と同じであったが、今では相談に応じることができるようになった。」との保健婦の声が聞かれる。今後、医師をはじめ障害児の各専門分野の治療者を増やしていくことによって、保健婦、社会福祉主事、ホームヘルパー、家庭相談員等の地域で相談活動に携わっている人々、学校の先生へのスーパーバイズも可能になるのではないかと。また幼稚園や保育園の先生達からの相談を受けることで統合教育への一助にもなろう。現在も保健婦をはじめとした行政の職員の人々や、幼稚園や学校の先生達が、親の話に聞いて会への出入りをするようになっている。今後、保健・福祉・教育の現場の職員と専門家との協議とチームワークのもと、それぞれの子どもの状況を総合的に判断し、適切な処遇がなされるよう、親の会を拠点として地域のセンターの実現をはかる方向が大きな課題としてあげられよう。

運動の展開についての検討

(1) この親の会の組織化から運動の展開されていく過程をふりかえてみよう。まずはたまたまある保育所に数名の障害児が入所したのをきっかけにできた自然発生的集団に、初めは保育所の所長や県の精神衛生センターのケースワーカー、福祉事務所の社会課の職員達が動きかけ、組織化を促し、その後更に、保健婦や社会福祉主事、ホームヘルパー、ボランティア達の側面からの援助に支えられながら活動が推進されてきたのである。当初親自身は障害児をかかえ個々に悩みや不安を抱いていたものの、問題意識は低く、雑多なニーズの中でその焦点も定まらず、活動の方向性を見い出せない状態にあった。が、とりあえず、互いに親が子を遊ばせるといった自助的活動を続けている中で、一つ一つの具体的問題に直面し、初めて親自身がその解決のためには行政への働きかけが必要であることを認識し、自発的に運動が展開されるという経過をたどってきた。この過程にみるように、こうした住民運動が有効に推進されていくには、まず住民自身にとって最も身近かで切実な具体的問題を取り上げ、その現実の要求にそって活動が進められていくこと、しかも運動の意味と必要性が住民自身に十分認識されていることが、その原点であるといえる。第1期の保育所

の所長からの、障害児保育のための保母定数増員の陳情の問題提起、第3期のボランティアの青木からの公立民営の施設の案、各分野の専門治療者を依頼するための人件費の陳情の問題提起も、運動に積極的に取り入れられなかったことは、まだその時点では親に十分その意味と必要性が受けとめられていなかったと言える。たとえ指導者がどんなに正しい方向を示し、問題提起しようとも、運動の主体者たる親自身にその意味と必要性が痛感されることなくしては、運動の進展をみることはできない。この場合、親自身がそれを消化しきれない未成熟な状態にあったとはいえ、一方には所長やボランティアの青木にも、問題への理解を求め、認識を促す姿勢や努力に欠けるものがあったことも大きい。

ボランティアの青木の行動をとりあげてみよう。第2期に青木の参加を得て、会の活動は活気づいていく。子どもの指導についてのみならず、会の運営についても母親達から青木への相談がもちかけられ、自然に青木はリーダーとしての役割をとるに致る。が、第3期において、親とともに施設づくりの方法を捜しているうちに、青木自身が新たな構想を抱き、その実現を急ぐあまり、焦りすぎ、親のペースとかけ離れ浮き上がってしまった。一人で直接市の児童課に交渉に出かけたのは間違いであった。それは親達の理解を得て、親達の手で交渉は進められるべきであった。ここに住民運動のリーダーの要件が問われる。たとえどんなに時間を要しようとも、リーダーは常に状況を客観的に判断し、親の知識のレベルにたちかえり、繰り返して問題を説明し、認識を促し、彼らが自発的に問題解決のために立ちあがるのを待つべきである。

更にその後第5期に至り、親自身が次の運動の展開の必要性を痛感してきている中で、「保育所の所長や青木の働きかけなくしては親だけでは活動をここまで進めることはできなかったであろう。所長や青木の問題提起の真意とその必要性が、今になって改めて理解することができる。」といった再認識の声が親達の中にあがってきている。このことに住民運動にも発達段階があること、そして組織の成長を待つことの大切さが言えよう。

住民運動は「(1)あくまで主体は住民であること。(2)その自発的意志決定に待つこと。(3)住民のペースを尊重すること。」といった原則に常に立ちかえりながら進められねばならない。

(2) この親の会の活動は、その結成から今日に至るまでの過程において、保育所の所長、県精神衛生センターのケースワーカー、市の社会課の職員、衛生課の保健婦、福祉事務所の社会福祉主事、ホームヘルパー、ボランティア等による側面からの援助によって常に支えられてき

た。また今新たに教育委員会の職員、特殊学級の担任の教師の協力を得られようとしている。今までこうした人々の援助が個々別々になされ、相互に話し合いの機会さえもたれていない。今後の課題は、こうした人々がチームワークを組み、組織的に活動することであり、そして親の運動と相互に有機的な運動を展開する方向がさぐられねばならないといえよう。

(3) こうした住民運動の過程では、行政へ反映させるため、地域の議員の協力を求めることが不可欠になってくる。第2期において議員を招き、親の要望を伝えたことにより助成金を得ることができた。更にその後もひきつづき数名の議員からの協力の申し出がある。そして議会や行政機関の一部にはすでに親の会の活動がある特定の党の運動だと誤解されている面がある。ここで注意すべきことは、常に党派を越えた広い理解を呼びかけることで、特定の議員と結びつき、特定の党派に偏った運動になってはならないことである。親の会の活動は、会としての自主性を失うことなく、常に子どもの発達権保障を念頭に進められねばならない。

(4) 現在、市の労組の人達が仲間を誘い合せ、個人として、会の行事の手伝いや親が役所と交渉する間の障害児の子守りなど、労力を提供し、ボランティアとして参加している。市の職員の労組との提携をどう組んでいくかも今後に残された課題である。

(5) これまで親が役所へお願いしますといった形で相談し、その指示のもとに活動を続けているまではよかったが、第3期において会の活動が活発になり、公立民営の案にみるような独自の方向をとろうとした時、それまで協力的であった行政側の態度が硬化してきた。そのためこれまで会の活動を援助してきた行政の職員が、表立って会への協力をすることが難しい状況におかれた。こうした問題に対しては、行政の職員の人達の個人的な善意としてでなく、職務として協力を得られるよう親達が行政側に要請していくことが必要であろう。また行政の第一線の職員の人達も、親の声を抑えるのでなく、親の声や運動を背景に、行政の上部の人々を動かしていくことが求められよう。

(6) 第3期の混乱した事態の中で、親の中に自分の子どもや生活が不利益をこうむることのないように行政側との対立をさけようとする声と、逆に当然の権利だから要求を通すためには座りこんでもといった声とが聞かれた。権利意識に目覚めた親と、長い者には巻かれる式の保守的思考の強い親と、意識の差が見られる。この地域は古くからの農村地帯であり、市制がしかれて5年目である。ここ数年の内に新しく国鉄線が走り、田んぼの中にマン

モス団地が建ち、新興住宅が増え、激しい都市化の波にあらわれてきている。親の会の会員の中にも昔からの土地の者と新しい住民とが入り混っている。こうした地域性が親の声にも反映されている。

(7) 第2期で最初に参加した学生ボランティア5名は、個々に授業のあいまをぬって、会へ出かけ子ども達と遊んでいたが、そのうち自然に一人二人と減り、誰も参加しなくなった。その原因に子どもとどう接していいか自信がなかったこと、ただ漫然と子どもと遊んでいることに自分達の役割の位置づけを思い出せなかったことがあげられる。ボランティア活動を継続定着させるためには、適切な教育、指導が行われる必要がある。

(8) 第4期に至って、役員会の体整が整えられたものの、そこにまた問題が生じてきた。会長は役員会の権限を強調し、何でも役員会の決定を待たねば会としての動きがとれなくなってしまった。また会長が行政との対立を避けようとする姿勢のあまり、自立対策の活動のみに甘んじ、行政への運動が押えられてしまってきた。第5期に、親達が集まって話しているうちに、要望がまとめられ、それでは教育委員会へ問題をもちこもうといった運動に自然になっていったことにもみられるように、こうした現状を打破するには、会員全員が直接参加できるような話し合いの機会を増やしていくことが必要である。また他の役員を通して会員の個々の声を役員会へ反映させるような方法がとられねばならない。こうして会員の中から、権利意識に目覚めた民主的リーダーが育てられねばならない。

おわりに

同じような程度の障害児AとBの二人がいる。Aは地域の特殊学級からも養護学校からも拒否され、やむをえず親は泣く泣く遠くの収容施設に入所させた。Bは家のすぐ近くの特殊学級に毎日元気に通り順調な発達を見ている。相談室でよくこうしたケースを目にする。その居住する地域社会によって子どもの処遇や成長発達が大きく左右されるのを痛感する。従来、障害児の問題はその地域の行政機構や施策にあわせて解決をはかろうとなされてきたが、今逆に障害児のニーズにあわせて地域の行政機構や施策を変えていくことがなされねばならないと思う。もう一度障害児を取り囲む問題をその発想と視点の新めて検討する必要がある。地域社会で受け入れる体制がないから遠くのコロニーや収容施設、養護学校へ送るのではなく、地域社会の中でその発達保障と生活保障を実現できる体制をつくり出さねばならないと言えよう。まずそのためには親自身が問題への認識を権利意識

に目覚めることが第一歩である。親達の手によって、子どものニーズにあわせて独自の活動を試行しながらも、かつ一方では行政への運動を展開していくことが必要である。行政へ働きかけ新たな施策をひき出す。しかも一方的にそれをうのみにするのではなく、できた施策をチェックし、親の意見を反映させていくことである。こうして一つ一つの問題解決が根気よく積み重ねられてこそ、障害児のそれぞれの必要に応じたきめ細い施策が可能となるであろう。またその運動の過程に、専門家ははじめ行政の職員、地域の人々の理解と連携を求め巻き込んでいくことがなされねばならない。

参考文献

- (1) 副田義也：コミュニティ・オーガニゼーション，誠信書房，1968.
- (2) 竹内愛二，高森敬久：コミュニティ・デベロプメントミネルヴァ書房，1970.
- (3) 住谷磐，右田紀久恵編：現代の地域福祉，法律文化社，1976.